

## 令和6年度第4回上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議 議事録

日 時 令和7年3月12日(水) 18時30分～19時10分

開催方法 Web会議 (Zoom) 及び101会議室

出席者 別添「出席者名簿」のとおり

議 題 協議事項

(1) 各専門部会等の活動状況報告について

(2) 令和6年度以降の上川中部地域推進方針の進捗状況の確認について

### 議 事

#### 1 協議事項

##### (1) 各専門部会等の活動状況報告について

〔資料1〕 (参考：北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕)

##### 〈事務局 大辻より説明〉

・ 「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」第6条で、「連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。」こととされている。

上川中部圏域においては、「在宅医療専門部会」、「難病対策専門部会」、「救急医療専門部会」を設置しており、要綱の2ページ目以降が、各専門部会の運営要綱となっている。

・ また、「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」の第2章に記載されている「5疾病・6事業及び在宅医療」については、北海道として、医療連携体制の構築に取り組む分野・領域となっており、当圏域でも領域ごとに取組を実施している。

・ 本日は、今年度、各専門部会や各領域で実施している取組、課題及び今後の方針等について、各担当から報告する。

##### 〈事務局 赤松主査(保健推進)より説明〉

・ 在宅医療専門部会の活動状況報告。

・ 「在宅医療専門部会」は、医療・介護の専門職と行政が協働し、地域に応じた在宅医療提供体制の構築を図るため、平成28年度、多職種連携協議会も兼ねて設置。

国の推計では、当圏域において、2030年に後期高齢者の人口が、2040年には訪問

看護ステーションの需要がピークになると推定されており、重要な課題であると認識し、協議を進めているところ。

- ・ 部会の構成員は 25 名で、令和 6 年度は、2 回開催している。  
第 1 回目は各組織・団体で取り組めそうなことを協議し、当面は「人生の最終段階」をテーマに取組を進める方針となった。また、「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」の協議も行った。  
第 2 回目は「人生の最終段階」について、各職域や自治体の状況、推進の方向性や今後の取組を協議した。  
次年度はワーキンググループを設置し、具体的に取組を推進する予定である。
- ・ 部会以外では、情報交換会を 2 回実施し、各市町と事業の PDCA を共有した。  
また、更新した訪問看護ステーションのリーフレットを関係機関に配布し、ホームページでも周知している。  
地域看護連携等推進検討会議については、今年度から参集範囲を拡大し、入退院支援をテーマに現状・課題、取り組み等について、情報共有・意見交換を行った。
- ・ 課題については、部会においては「人生の最終段階」が共通テーマの課題となっており、在宅医療の提供体制の状況や推進の方向性について協議し、取組の推進を図る必要があること、各市町では介護連携推進事業の評価の考え方の整理が必要であること、円滑に入退院調整ができる看護連携体制の充実が必要であること、各種会議等からみえた課題を吸い上げ、連動させた広域的な取組を推進する必要があることとしている。
- ・ 課題を踏まえ、令和 7 年度は部会を 2 回開催し、「人生の最終段階」をテーマに検討を継続し具体的な取組を推進すること、各市町の在宅医療介護連携推進事業の PDCA に基づいた取組を推進すること、地域看護連携等推進検討会議を開催し入退院支援を中心とした在宅医療提供体制を推進するところ、各種会議の結果を部会で共有し、圏域全体の支援体制整備促進を図ることを方針としている。

#### 〈事務局 稲葉健康支援係長より説明〉

- ・ 難病対策専門部会の活動状況報告。
- ・ 「難病対策専門部会」は「難病の患者に対する医療等に関する法律」第 32 条に基

づき、難病患者への支援体制の整備を図るため、平成 28 年 10 月に設置。

部会では、主に難病患者の療養に係る実態・課題の共有と、平成 30 年には難病相談ガイドブックの策定に取り組んだが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症対策のため開催を見合わせており、本年度活動を再開したところ。

- ・ 部会の構成員は、医療分野から医師会、歯科医師会、難病医療協力医療機関、訪問看護ステーション、福祉分野から居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、振興局社会福祉課、自治体からは旭川市と管内 9 町に参画いただいております、上川保健所健康推進課が事務局を担い、必要時に応じて他の専門部会等とも情報共有や連携を図る体制となっている。
- ・ 令和 6 年度は部会を 2 回開催し、第 1 回目は 8 月 6 日、構成機関の支援体制、災害対策に関する情報共有を行ったほか、地域推進方針策定や、難病相談ガイドブックの改正に向けた協議をし、事務局で取り組むことを共有している。  
第 2 回目は 12 月 26 日に書面で開催し、難病相談ガイドブックの改正内容の提案、難病対策に係る意見を集約している。  
この取組の結果、難病相談ガイドブックが改正され、今後、当初のホームページへの掲載の上、製本した冊子を関係機関に配布予定となっている。
- ・ 部会以外の取組としては、まず、難病患者連絡会議を近隣 4 保健所と共催で開催し、市内の 3 医療機関と連携の上、難病患者の在宅療養支援に係る課題の共有、支援方針を検討。  
神経難病支援者学習会では、医師や医療ソーシャルワーカーを講師に、道北・オホーツク圏域の保健所保健師等を対象に、神経難病の病態や患者支援に関する学習会を実施している。  
また、災害時要援護者の情報整理・検討のため、個別支援を行っている神経難病患者の療養状況や地域のハザードの状況に応じた避難について、当事者・関係者と確認や共有を進めている。
- ・ 課題としては、難病患者の在宅療養生活を支えるため関係機関の連携による支援体制の整備が必要であること、小規模自治体が多く支援経験が少ない関係者も多いため支援技術の向上が必要であること、難病患者が必要なサービス利用に繋がるよう患者家族への周知が必要であることが挙げられる。
- ・ 令和 7 年度の方針は、引き続き国の医療費助成制度の周知を行うこと、今年度改正

した難病相談ガイドブックの活用を促進すること、地域連携による難病患者等への支援として専門部会開催等により関係機関の連携強化を図ること、関係機関の支援技術の向上として学習の機会を確保することとする。

### 〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 救急医療専門部会の活動状況報告。
- ・ 「救急医療専門部会」は、圏域の救急医療体制の確保等について協議するために設置され、構成員としては、行政機関職員、医師会、救急医療機関及び救急搬送の担当として消防機関の職員等が名を連ねている。  
なお、資料の(1)「関係行政機関」について、市町村の「惻隠」は「職員」の誤りであるため、修正願う。
- ・ 部会の開催状況については、平成31年度の書面開催を最後に休止となっていたが、今年度、「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」を策定するにあたり、圏域内の救急医療及び災害医療の方向性を協議するため再開している。  
今年度は8月8日に集合とWebのハイブリッドで開催。  
救急搬送に係る時間や、救急当番の担い手問題、災害時の迅速な情報共有等について活発な意見交換がされている。
- ・ 部会以外の取組としては、「旭川赤十字病院救命救急センター運営協議会」は局長が協議会会長となっており、協議会には保健所職員も同行している。
- ・ 「道北圏メディカルコントロール協議会」は、当局危機対策室が事務局となり、メディカルコントロールの体制構築を目的に消防機関や医療機関の調整等行っている協議会。「道北ドクターヘリ運航調整委員会」は、旭川赤十字病院が事務局となって運営している委員会で、いずれも上川保健所長が参画している。
- ・ 救急医療に係る課題は、救急医療提供体制の充実、救急搬送体制の充実、道民への普及啓発と考えており、これらの課題を踏まえ、令和7年度方針の案を作成。
- ・ 今後の方針としては、重症度・緊急度に応じた医療が提供されるよう、関係機関と連携し、初期から三次救急医療に至る体系的な医療体制の充実を図り、必要な救急医療体制の確保を図ることや、ドクターヘリの活用及び高規格救急車の整備やメデ

ィカルコントロールに基づく病院前救護体制の一層の充実を図ること、救急法等講習会の実施及び救急医療週間等における一般市民への救急医療の普及・啓発を実施することとしている。

#### 〈事務局 高橋主査(健康増進)より説明〉

- ・ 旭川地区糖尿病地域連携協議会の活動状況報告
- ・ 当圏域では、糖尿病医療連携体制推進について「旭川地区糖尿病連携地域協議会」を中心に進めることとしており、上川保健所では事務局の一部を担いながら協議会活動の推進に携わっているところ。運営団体は、資料に記載のとおり。
- ・ 令和6年度は世話人会を4回開催し、旭川地区糖尿病地域連携クリティカルパス運用状況調査の調査内容の検討や確認、糖尿病地域連携フォーラムの企画検討、上川中部地域推進方針や上川中部圏域健康づくり事業行動計画の策定の協議等実施した。
- ・ その他の取組内容としては、11月6日(水)に糖尿病地域連携フォーラムを開催し、地域の糖尿病性腎症重症化予防に関わる取組の報告や運用状況調査結果の報告、旭川医大の野本教授から講演等実施されている。  
また、地域連携クリティカルパス運用状況調査を実施しており、回答率は医療機関52%、歯科医療機関81%という結果となっている。  
また、旭川圏糖尿病性腎症重症化予防協議会との連携協力として、活動状況を共有している。
- ・ 課題としては、かかりつけ医療機関における糖尿病連携手帳の使用率の二極化や眼科や歯科医療機関受診時の糖尿病連携手帳持参の推進が挙げられる。
- ・ 令和7年度方針としては、2年に1回実施しているクリティカルパス運用状況調査の令和8年度調査の検討、全体会議である糖尿病地域連携フォーラムの開催、旭川圏糖尿病性腎症重症化予防協議会への協力と活動状況の共有、世話人会の開催を行うこととしている。

#### 〈事務局 小林指導理療専門員より説明〉

- ・ がん対策に係る医療連携に係る活動状況報告。
- ・ 平成 30 年に「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」の作成にあたり、「地域がん診療連携拠点病院」及び「北海道がん診療連携指定病院」のがん相談支援センターの協力により、現状把握している。  
令和 3 年度からは、道北がん診療連携拠点病院連絡協議会に上川保健所からオブザーバーで参加し、現状把握をしている。
- ・ 令和 6 年度の主な取組は、上川保健所で年 3 回、がんに係る普及啓発のパネル展を行うほか、がん相談支援センターと連携し、随時、情報共有をしていること。  
また、道北がん診療連携拠点病院連絡協議会について、例年 3 回開催されているが、今年度は開催済みの 2 回に出席している。
- ・ 課題としては、行政と医療の連携やがんに係る支援等の普及啓発が十分ではないことがあり、令和 7 年度も引き続き、関係機関との連携の推進、がんに係る支援等の普及啓発施策の立案と推進を図ることとする。

## 質疑応答

特になし。

## (2) 令和 6 年度以降の上川中部地域推進方針の進捗状況の確認について

〔資料 2〕（参考：北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕）

### 〈事務局 大辻より説明〉

- ・ 令和 6 年 9 月に策定した「北海道医療計画〔上川中部地域推進方針〕」の 117 ページから、「第 7 章 地域推進方針の進行管理等」が章立てされており、地域推進方針の内容を推進するために取り組む内容が記載されている。  
118 ページ「第 2 節 地域推進方針の進行管理」のとおり、計画を効果的かつ着実に推進するために、毎年度、「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」において各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況の評価を行うこと、また、評価結果に基づき必要がある時は、方針の見直し等検討することになっている。
- ・ 「地域推進方針の進行管理」については、先の平成 30 年度から令和 5 年度までの

「地域推進方針」にも盛り込まれており、それに基づき、毎年、第1回目の「上川中部保健医療福祉圏域連携推進会議」で、前年度の「地域推進方針」の進捗状況を報告していたが、今年度、令和6年度以降の「地域推進方針」を策定したため、改めて、進捗状況の報告様式についても改正する。

- ・ [資料2] について、令和5年度までの様式から変更箇所については、朱書きの上、アンダーラインが引いてある。

「目次」の「01 がんの医療連携体制」から「12 在宅医療の提供体制」は、「地域推進方針」の「第2章 5 疾病・6 事業及び在宅医療」の各領域と一致する。

「08 新興感染症の発生・まん延時における医療体制」は、今回策定された「地域推進方針」から追加されたため、新たに、この様式に追加している。

- ・ 1ページの「がんの医療連携体制」を例に、「1 進捗状況及び評価」の表について説明。

基本的には、領域ごとの構成は同じで、様式の「1 進捗状況及び評価」は、「地域推進方針」の「数値目標」を転記したものとなる。

「がん」であれば、「地域推進方針」の19ページに記載されている、「がんの医療連携体制」の「4 数値目標」で掲げた「指標区分」、「指標名」、「現状値」「目標値」及び「現状値の出典」の内容が転記されている。

そして、今後、「実績数値」に毎年数値を入力し、進捗状況及び当該年度の「評価」を記載していくこととなる。

の、その下「2 主な取組の内容等」については、具体的な事業実績を記載し、課題や今後の方向性を記載していくこととなる。

- ・ 8ページは、今回から追加された「08 新興感染症の発生・まん延時における医療体制」の様式。

この領域については、他の領域では「現状値の出典」となっている項目が、「目標数値の考え方」となっているが、これも、「地域推進方針」の69ページ「数値目標」を反映した表となっている。

「新興感染症の発生・まん延時における医療体制」については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ作成されており、目標値についても、コロナ禍における実績を参考とした数値を目安に設定しているため、その旨記載されている。

- ・ 様式について、「5 疾病・6 事業及び在宅医療」の次に、「その他」として「歯科保健医療対策」が記載されている。

歯科保健医療対策については、地域推進方針の「第4章 地域保健医療対策の推進」の中で施策の方向性等記載しており、「数値目標」はないが、これまでも取組実績を報告していることから、今後も継続していくこととしている。

- ・ 15 ページ以降は、北海道全体の医療計画に係る指標なので、後ほど参照いただきたい。
- ・ 今回報告した、令和6年度以降の「地域推進方針の進捗状況報告様式」について、特に問題がなければ、次年度から本様式により会議で報告させていただきたいので、ご意見等あればお願いしたい。

### **質疑応答**

特になし。

## **2 その他**

### **(1) 委員から報告等**

特になし。

### **(2) 事務局から報告等**

次年度以降、人事異動などで委員が変わる場合は、改めて後任の方に委嘱の手続きを依頼することとなるため、後任の方の名前等連絡いただくようお願いしたい。